
一般社団法人健康医療クロスイノベーションラボ 定款

令和元年 10月 18日 作成

令和元年 10月 18日 公証人認証

令和元年 10月 18日 設立

令和2年 4月 1日 変更

一般社団法人健康医療クロスイノベーションラボ定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人健康医療クロスイノベーションラボと称し、英文では、Medical Healthcare X-Innovation LAB , Association Inc.と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 産学官民の多様なステークホルダーが参加する「メディカル・ヘルスケアリビングラボ」の運営を通じて健康寿命延伸に取り組むことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 健康寿命延伸に資するシンポジウム・セミナー等の開催、運営又は運営支援に関する事業
- (2) 健康寿命延伸に資する人材育成に関する事業
- (3) 健康寿命延伸に資するコンサルティング及び事業連携に関する事業
- (4) 健康寿命延伸に資する調査研究に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(種別及び入会)

第5条 当法人の会員は次のとおりとする。

- (1) 設立会員 当法人の目的に賛同し、設立者となる企業又は団体。
 - (2) 正会員 当法人の目的に賛同し、入会する企業又は団体。
 - (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した企業、団体又は個人。
 - (4) 特別会員 学識経験者又は当法人に対する功績が顕著な企業、団体又は個人。
- 2 この法人は、設立会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 当法人の会員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、正会員並びに特別会員は社員総会の承認により、賛助会員は理事会の承認により入会するものとする。
- 4 企業又は団体の会員は、当法人の会員として当該会員の職務を行う者を定め、当法

人に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

5 会員の権利、義務その他会員に関する事項は、この定款に定めるものほか、社員総会により別に定める会員規程による。

(経費等の負担)

第6条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、会員規程により別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第7条 会員は、当法人に書面により退会を届け出ることにより、いつでも退会することができる。ただし、3か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の届け出があったとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他の法的倒産手続の申し立てがあったとき、又は解散（法令に基づく解散を含む）、清算（特別清算を含む）若しくは内整理の手続にはいったとき。
- (5) 会費を請求日後1年以上滞納したとき。
- (6) 除名されたとき。
- (7) その他法令で規定する事由に該当したとき。

2 社員は、会員の資格を喪失した場合には、その資格を喪失する。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成し、役員も出席するものとする。

(代理)

第12条 社員総会は代理人によって議決権を行使することができる。この場合は、社員総会ごとに代理権を証する書面を当法人に提出しなければならない。

2 前項の代理人は、当該社員の役員又は従業員でなければならないものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することができない。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任又は解任
- (3) 役員の報酬等の額
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部または重要な一部の譲渡
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に支障があるときは、社員により推薦する理事のうちからあらかじめ理事会が定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役 員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。なお、2名以内を副理事長とすることができる。

3 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前項の報告をするため必要があるときには、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の

員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受けれる財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間に
おける当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

(科学アドバイザー)

第29条 当法人に、任意の機関として、学識経験者等による科学アドバイザーを置くことができる。

2 科学アドバイザーは、次の職務を行う。

- (1) 理事長及び副理事長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 科学アドバイザーの選任及び解任は、理事会において決議する。

4 科学アドバイザーは、無報酬とする。但し、特別な事由により報酬を支払う必要が生じた場合は、理事会において別に定める支給基準に従い、科学アドバイザー料を支払うことができる。

5 科学アドバイザーの任期は1年とし、再任を妨げない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (4) 科学アドバイザーの選任及び解任
- (5) その他社員総会において理事会に委嘱された職務

(開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第23条第3項の規定により監事が招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により、ほかの理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。但し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により、ほかの理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基 金

(基金の拠出等)

第39条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の募集、割当及び払込み等の手続きについては、社員総会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

3 基金の拠出者は、前項の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。

4 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

5 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号まで

の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第43条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第44条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第45条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 運営委員会

（運営委員会）

第47条 当法人の事業の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の委員は、すべての社員及び理事をもって構成する。
- 3 運営委員会の委員長は、理事長が委嘱する。
- 4 運営委員会の決議は、総運営委員の議決権の過半数を有する運営委員が出席し、出席した当該運営委員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、運営委員長の決するところによる。
- 5 運営委員会は当法人の事業活動方針、プロジェクトの採否、及び外部機関との連携、及びその他社員総会にて別に定める運営委員会規程に定める事項について決定する。
- 6 運営委員会は、必要に応じて運営委員長が召集する。ただし、運営委員の全員の同意がある場合には、その召集手続きを省略することができる。
- 7 その他必要な事項は、別途定めることができる。

第10章 事務局

(設置等)

第48条 この法人に事務局を置く。事務局は、本法人の業務の執行に関し、必要な事務を行う。事務局の組織および運営に関して必要な事項は社員総会で定める。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第50条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 澤 芳樹、坂田 泰史、竹谷 哲

設立時理事長 澤 芳樹

設立時監事 井垣 太介

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第51条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都港区東新橋一丁目8番1号

設立時社員 株式会社電通

住 所 大阪市北区芝田一丁目1番4号阪急ターミナルビル内

設立時社員 阪急阪神不動産株式会社

住 所 大阪府大阪市北区野崎町5番9号

設立時社員 株式会社読売新聞大阪本社

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人健康医療クロスイノベーションラボ設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和元年10月18日

設立時社員 株式会社電通

代表取締役 山本 敏博

設立時社員 阪急阪神不動産株式会社

代表取締役 若林 常夫

設立時社員 株式会社読売新聞大阪本社

代表取締役 溝口 烈

附則 この定款の変更は、令和2年4月1日から施行する。